

大瀧村学校給食費減額・免除実施要綱

令和4年3月28日
教育委員会告示第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大瀧村学校給食共同調理場設置条例施行規則（平成2年10月1日教委規則第4号。以下「規則」という）第10条5項の規定に基づき、学校給食費（以下「給食費」という。）の減額・免除（以下「減免」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免対象者)

第2条 給食費の減免対象者は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 村内に住所を有する児童生徒（以下「児童等」という。）の保護者であること。
- (2) 子どもが3人以上いる世帯で、3人目以降の児童等が、大瀧村立大瀧小学校又は中学校に在籍している保護者であること。
- (3) 給食費の未納がないこと。

(減免額)

第3条 給食費の保護者負担は、第3子以降については全額免除とする。

(減免申請)

第4条 給食費の減免を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

- (1) 学校給食費減免申請書兼承諾書(様式第1号)
- (2) その他村長が特に必要があると認める書類

(減免の決定通知)

第5条 村長は、給食費の減免を決定したときは、学校給食費減免決定通知書(様式第2号)により、申請者に速やかに通知するものとする。

(状況の変更等)

第6条 前条の規定により給食費の減免の決定を受けた者は、世帯の状況に変更が生じたときは、学校給食費減免状況変更届兼承諾書(様式第3号)により速やかに村長に届け出るものとする。

(決定の取り消し)

第7条 村長は、第5条の規定により給食費の減免の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、給食費の減免を取り消し、減免した給食費に相当する額の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により給食費の減免の決定を受けたと認められるとき。
- (2) 第2条各号の規定に該当しなくなったとき。

2 村長は前項の規定により給食費の減免を取り消したときは、学校給食費減免取消決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。